

令和8年度湯浅町地域おこし協力隊募集要項

湯浅町では、地域を支える担い手が不足しており、地域力の維持・向上を図ることが喫緊の課題であることから、地域振興を担う新たな人材を必要としています。

そこで、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活性化と地域力の維持・強化を促進することを目的として、地域住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある地域おこし協力隊員を募集します。

1 募集人員

1名

2 活動概要

湯浅町内 次のア～エに該当する活動

- ア 地域のコミュニティ活動の取り組み
- イ 観光資源を活用したイベント等の実施
- ウ 地域産品の付加価値向上等の企画、立案
- エ 独立又は事業継承に向けた取り組みの実施

3 募集対象

- (1) 年齢は、令和8年4月1日現在で年齢20歳以上60歳未満の方で性別は問いません。
- (2) 生活の拠点を三大都市圏や政令指定都市から町内に移し、住民票を異動できる方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (4) 心身ともに健康で地域になじむ意思を持ち、誠実に任務を遂行できる方
- (5) 活性化に係る活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方
- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）及び情報発信ツール（SNS等）の作業を行える方

4 活動期間

- (1) 令和8年7月1日（予定）から令和9年3月31日
ただし、活動状況を勘案し任期を1年ごと委嘱し、最長3年間（令和11年6月30日まで）の活動を可能とします。
- (2) 隊員としてふさわしくないと町が判断した場合、任期中であっても委嘱を取り消すことがあります。

5 活動日数

- (1) 月20日従事を基本とします。
- (2) イベント開催時や地域の事情によって、休日や夜間に活動する場合があります。
- (3) 活動時間以外で業務に支障がなければ、兼業も認めます。

6 契約

委託契約（湯浅町との雇用関係はなし）

7 委託料

基本月額291,000円を支給します。

活動経費として、予算の範囲内で活動に必要な経費を支払うものとする。（満額200万円／年）。

8 待遇等

- (1) 雇用保険には加入しません。また、健康保険及び年金等は各自で加入していただきます。
- (2) 転居に要する費用、生活備品及び光熱水費は個人負担となります。

9 応募手続き等

- (1) 募集期間：令和8年5月1日（金）～令和8年5月29日（金）まで
- (2) 提出書類：①応募用紙（顔写真を添付すること）
②住民票記載事項証明書
③過去に地域おこし協力隊員であった方は、委嘱された日が確認できる書類及び退職日が確認できる書類
- (3) 受付場所：湯浅町ふるさと振興課まで提出書類を直接持参いただくか、郵送で応募して下さい。
※郵送の場合は5月29日の消印有効

10 選考方法・結果通知

- (1) 第1次選考「書類選考」
 - ・応募書類を基に、書類選考による第1次選考を実施します。
 - ・選考結果は、応募者全員に文書にて通知します。
- (2) 第2次選考「面接試験」
 - ・第1次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。
 - ・日時や場所等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。
- (3) 最終選考結果の通知
合否については、第2次選考参加者全員に文書にて通知します。
- (4) その他
 - ・選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。
 - ・応募にかかる経費（郵送料・交通費）については、応募者負担となります。
 - ・選考の流れや手法等については変更される可能性がありますのでご了承ください。